

論 説

竹島の法的地位

Legal Status of the Takeshima Islands

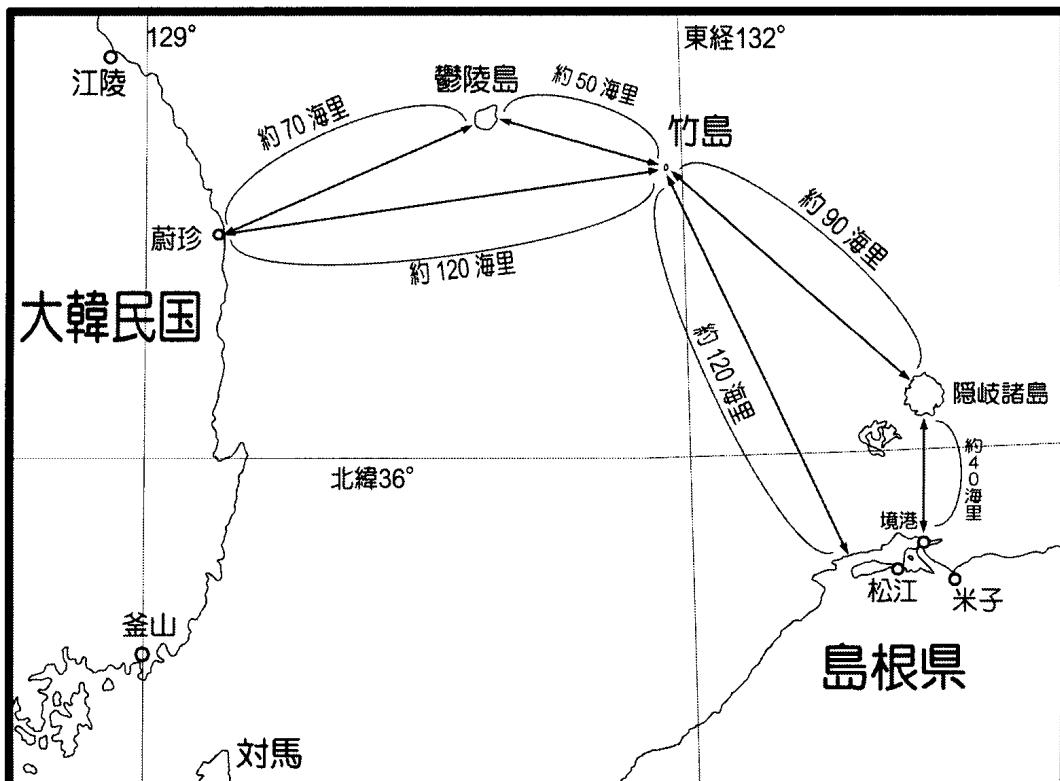
緑 間 英 士

目 次

- I. はじめに
- II. 竹島の帰属をめぐる日韓両国の主張
 - 1. 韓国領有論の論拠
 - 2. 日本領有論の論拠
- III. 編入以後の実効的支配
 - 1. 領土編入と行政権
 - 2. 領土編入と漁業権
- IV. 竹島領有と国際判例
 - 1. 1928年パルマス島事件 (The Island of Palmas Case)
 - 2. 1931年クリッパートン島事件 (The Island of Clipperton Case)
 - 3. 1933年東部グリーンランド島事件 (The Legal Status of Eastern Greenland Case)
 - 4. 1953年マンキエ・エクレオ事件 (The Minquiers and Ecrehos Case)
- V. おわりに

I. はじめに

日本海に豆粒のように浮かぶ竹島は島根県隠岐島北西約90カイリ、そして、韓国本土から約120カイリ（地図1）、1902年の米艦ニューヨーク（New York）号の測定によれば、竹島の位置は、北緯37度9分30秒、東経131度55分に位置する不毛無人の2つの小島の男島、女島、その周辺に点在する数十の岩礁から成っている¹⁾。総面積は、0.23平方キロメートルで、日比谷公園より広い程度である。



地図1 芹田健太郎 著『島の領域と経済水域の境界画定』226頁を参考に執筆者が作成

この島がその帰属をめぐって日韓両国間の紛争となったのは、1952年（昭和27年）1月18日、李承晩韓国大統領が、「海洋主権宣言」²を行い、いわゆる李ラインの中に竹島をとり込んだことに端を発している。この李ラインの中に、日本漁船の立入りを禁止したことに対して、日本政府は1月28日、この海洋主権宣言に抗議し、竹島について「同宣言において、韓国は竹島として知られている日本海の小島に領土権を主張しているかのように見えるが、日本政府はかかる僭称または要求を認めるものではない」³と主張したのである。

これに対して韓国は、2月12日の口上書で、1946年（昭和21年）1月29日付連合国軍最高司令官総司令部覚書SCAPIN（General Headquarters

1) 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（古今書院、1996）1～5頁

2) 緑間栄『海洋海域開発と国際法』（近代文芸社、1995）65～69頁

3) 川上健三『竹島の領有』（外務省条約局、1953）2頁

Supreme Commander for the Allied Powers Institutions) 667号に照らし論外である、と反論してきたが日本政府は「竹島に対する統治権の停止を命じたものであり、同島の帰属とは無関係である」旨主張したのである。その後、文書による応酬が繰り返されたが、両国の主張は対立したままであったので、日本は韓国に対して、この紛争を国際司法裁判所に提訴（1954年9月25日）し、その不当性を争う考えであったが、韓国がこれを拒否し、合意が得られなかつたため、司法の場で議論することはできなかつた。それどころか、1954年7月頃から竹島の東島に韓国警備隊員（警察）が常駐し、灯台、監視所、アンテナ等が設置され⁴⁾、1997年11月に竹島接岸施設を設置⁵⁾、2002年8月12日には韓国政府当局者が、竹島とその周辺海域を国立公園に指定することを検討していると明らかにし⁶⁾、年々強化されてきている。

竹島をめぐる日韓両国の紛争は、まだ解決されていない。この紛争は竹島に対する主権が日本・韓国そのいずれに属するかに関する両国の主張の衝突であり、法律的紛争である。36年にも及ぶ日本政府による韓国支配の歴史も忘れてはならないが、これは両国に共通に拘束する国際法上に従つて解決されなければならない。

II. 竹島の帰属をめぐる日韓両国の主張

1. 韓国領有論の論拠

歴史的に見ると、韓国では竹島のことを独島（ドクド）と呼んでいるが、竹島を最初に発見したのは朝鮮人であつて、古く新羅時代から鬱陵島（うつりょうとう・ウルルンド）とともに于山島又は三峯島と呼ばれ、あるいは後には子山島、芋山島とも記録されたという。さらに、李朝時代に国家

4) 芹田健太郎『島の領有と経済水域の境界画定』（有信堂、1999）226頁

5) 沖縄タイムス1997年11月7日

6) 沖縄タイムス2002年8月12日

が編纂した「世宗実録地理志」（1454年）の江原道蔚珍県の条に、「于山・武陵2島は、県の真東の海中にあり、2つの島の距離は遠くなくて、天気が晴明であれば互いに望見することができる」と記録されている。これにいう武陵島とは、高麗時代から使用していた鬱陵島の別称であり、東方の海中には鬱陵島、于山島以外には他に島がなく、しかもこの2島は、晴天の時には互いに望見できるから、右の于山島は竹島に間違いないというのである。

1531年刊行の「新增東国輿地勝覽」にも、「于山島・鬱陵島」の名が見え、その注には、「一に武陵といい、二に羽陵ともいう。2県は、県の真東の海中にある」と記録されている。また、三峯島については、1476年「世宗実録」卷72の条に、水興の人、金自周の一行がこの島を望見した記事に載っている⁷⁾。

このように韓国は、竹島を最初に発見したのは韓国人であり、韓国領土であると主張している。歴史的には鬱陵島は于山国として独立していたのが、6世紀のはじめ、新羅に服属したのであるが、韓国は于山国と于山島は別物であり、鬱陵島の属島として統治してきたという。韓国が引用している文献の記事に、鬱陵島の于山、羽陵、武陵等は皆訛りであるとし、これらの島がいずれも同一のものであると説明している。

これに対して、日本政府は右の文献に出ている于山島や三峯島が、今日の竹島であるという主張を疑問として、むしろこれらの島は、鬱陵島そのものに他ならないと反論している。これら古文書では、于山島、武陵島が2つの島なのか1つの島なのかまぎらわしく、韓国と日本の歴史家によって、違う解釈が出てきたりしている。また、朝鮮政府は15世紀から鬱陵島に対して空島政策をとり、事実上放棄していた。すなわち、李王朝の1438年以来、朝鮮では、鬱陵島への渡航が禁止されていたのである。

7) 太壽堂鼎「竹島紛争」国際法外交雑誌64巻4.5合併号（1953）111頁

その間、17世紀のはじめに日本人が鬱陵島へ赴き、幕府の免許を受けて、約80年間この島を経営し、漁業や伐木に従事した。しかし、遂に朝鮮との間に摩擦が生じたので、幕府は1696年に同島の放棄を決意し、日本人の渡航を禁じた。朝鮮は1696年以後、3年に一度巡察使を鬱陵島に派遣することにしたが、空島政策は1881年まで続けられたので、この島よりさらに遠方の竹島のこととは、朝鮮人に知られなかつたのである。

他方、この島の名は、時代の変遷につれていくつかの名で呼ばれており、日本では昔、「松島」の名で知られていた。この他いくつかの西欧式名称もあった。フランスの有名な航海家と知られている海軍大佐、ガロウ・ド・ラペロウズ (Jean-Francois de Galaup de Laperouse) は、軍艦ブソウル (Boussole) 号で東海を航海中、本艦の北北東に当って小さな島1つを認め「この島は朝鮮本土より約20里（80キロ）の地点にあり、海図になき島であることが判明……」この島をブソウル島 (Boussole rocks) と命名した。1849年にはフランス捕鯨船リアンクール (Liancourt) 号が同島を発見してリアンクール島 (Liancourt rocks), ホーネット島 (Hornnet rocks) と命名した。また、リアンクールの訛ったリヤンコ島の名でも親しまれてきた。1854年には、ロシアの軍艦パルラダ号 (Pallada) が、鬱陵島の位置を測定して、アルゴノート島 (Argonaut rocks) と名付けられたが、後に地図上からその姿を消すことになるのである。その間竹島はリアンクール島と名付けられてきた⁸⁾。

日本側としては、明治時代になって隠岐の島民が竹島でアシカ漁等に従事するようになったが、乱獲の結果アシカが絶滅の危機に瀕したので、日本政府は1905年1月の閣議で、竹島を土地台帳に掲載し、漁業取締規則を改正してアシカ漁を許可制にし、漁業権者から土地使用料を徴収するなど、第2次世界大戦に至るまで竹島の実効的支配を継続した。1905年の措置は日本の近代国家法の要求する領土取締の要件を満たしたものと主張してい

8) 川上・前掲注1)『竹島の歴史地理学的研究』9~18頁

る⁹⁾。

それに対し、韓国側は、（1）竹島は無主地ではなく韓国領であったので、先占の行為とする日本の領土取得行為は無効である。（2）日本の領有意思の表明は、島根県告示という形を取ったとしているが、この告示は極めて秘密裏になされ、韓国政府に対する通告がなかったのであるから無効である。（3）竹島の領土編入措置以後の日本政府の行為は、國際法にもとづく領土支配権の継続した行使とは認められない、と主張した。

第1点の無効論は、日本政府による1905（明治38）年の領土編入措置は無主物の地に対する先占の行為であったが、韓国は無主の地ではなく、韓国領であるというのである。当時日本政府は、尖閣列島や竹島のような本土から離れた島々を正式に領土として確定するためには、國際法上の先占の理論¹⁰⁾を具備する必要があると考えられており、明治初年以来、周辺領域の確定措置をとる必要にせまられていたのである。1876（明治9）年、小笠原諸島に編入措置がとられたのは、同島に外国人が定住し、外国との間にトラブルを生じるおそれがあったからである¹¹⁾。とくに小笠原諸島に対して米英は、日本のこの編入措置に納得せず、外交交渉上困難な状況にあったが、ようやく帰属が確定した経緯があった。

竹島については、韓国を含むいずれの国とも紛争を生じていなかつたが、1903年頃から大規模に行われた、アシカ乱獲を防ぐためアシカ漁業取締の必要上、編入措置がとられたのである。この時韓国側が、アシカ乱獲の取締を放置していたのは、韓国領だとする意識がなかったからだと思われる。

韓国の第2の主張は、韓国政府に対する通告がなかったのであるから、無効だというものである。しかし、國際法上領土取得の要件とされている

9) 國際法上、領土取得の要件としては、いずれの国も領有していない地域を領有する原始取得（発見・先占・隣接・添付）と、他国が所有していた地域を受け継いで領有する承継取得（征服・割譲）とがある。

また、先占の要件には精神的要件-領土権獲得のための国家意思の存在（領有意思）と、実体的要件-土地の現実の占有の存在（実効的支配）が必要

10) 緑間榮『尖閣列島』（ひるぎ社、1984）127～131頁

11) 植田雄「領土帰属関係史」平和条約の総合研究上巻（國際法学会、1962）135～137頁

領有意思の表明には、一定の形式があるわけではない。これは、明示されなくとも、平穏かつ継続して問題の土地に国家機能を表示することから推定されることもありうる¹²⁾。

竹島の編入が通告されなかった事については、十分な実証的見解によれば、無主地を先占する場合にも、条約に派生する特別の義務がないかぎり、他国に通告する必要がない。田岡良一も、「条約の義務の有無を問わず宣言が行われる場合が多く、また、法的交通の安全のために望ましいと思う」ということにとどめている¹³⁾。韓国は「秘密裏に」領土編入措置を行ったというが、告示は正式に公示された上、新聞報道も行われていた¹⁴⁾。

韓国の第3の主張は、1905（明治38）年11月17日「第2次日韓条約」による領土編入措置以後の日本政府の行為は、韓国侵略行為の一環として行われたので、国際法にもとづく領域支配の継続した行為とは認められないとするものである。

この点、大寿堂鼎は侵略というきつい言葉を用いることにより、「韓国は間接的に日本が竹島を実効的に占有した事実を認め、自国の側には実効的支配の事実がなかった事を認めているものようである」という¹⁵⁾。1905年の日本の領土編入措置が無効だと言えるのは、韓国が竹島を実行的に占有していたことが証明される場合のみである。ところが、韓国は日本の行為を無効であると批判するだけで、実効的支配を行った証拠は何一つ提出していない。日本との紛争が発生した1952年以後の活発な論争に反し、1905年以前において、韓国の公的論争は皆無に等しかった。

韓国において今日の竹島は独島（ドクド）と呼ばれているが、空島政策の解ける1881年に鬱陵島の住民が、独島と命名したと言われている。独島の名がはじめて文献にあらわれるのは、竹島が日本に正式編入措置がなされた1905年からである。いずれにしろ、韓国の独島に対する実効的支配を

12) 太壽堂・前掲注8)「竹島紛争」145頁

13) 田岡良一『国際法講義』（有斐閣、1955）338頁

14) 芹田・前掲注4)『島の領有と経済水域の境界画定』231頁

15) 太壽堂・前掲注8)「竹島紛争」126頁

証明するものはない。

次に第2次世界大戦中のカイロ宣言から戦後の連合国の一連の措置についてである。1943年11月27日のカイロ宣言において「日本国は暴力及び強欲により略取した一切の地域から駆逐せられるべき」と宣言された。そして、1945年7月26日のポツダム宣言第8項では「カイロ宣言の条項は履行せられるべく、また日本の主権はわれらの決定する諸小島に極限されるべし」とある。そこで、韓国政府は、日本がポツダム宣言を受諾する事により、カイロ宣言の条項をも履行する義務を負い、したがって、韓国から暴力及び強欲によって略奪した竹島は日本から分離されるべきであると主張している。ところで日本は、サンフランシスコ平和条約で、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島、鬱陵島を含む朝鮮地域に対し、領土権を放棄した（第2条a）。ここで示された朝鮮領域の外郭線によれば、竹島は領土権を放棄した外に位置すると考えられる。

朝鮮の独立は、カイロ宣言（1943年11月27日）で約束され、日本もポツダム宣言（1945年7月26日）を受諾した降伏文書でそれを承認し、それによって平和条約の規定となったのである。朝鮮の独立は、日韓併合（1910年8月29日）以前の独立の回復を意味するものである。しかし、問題の竹島は日韓併合以前から日本の領土とされており、殊に閣議決定（1905年1月28日）で島根県隱岐島司の所管とされたが、日本の領有については、日韓併合以前にもなんら争いが提起された事実はない。

また、第2次世界大戦後、占領管理中1946年1月29日付連合国軍最高司令官総司令部覚書第677号（SCAPIN No.677）で「若干の外郭地域の日本からの政治上及び行政上の分離する地域」が指定され、その際、竹島は済州島や鬱陵島とともに、日本の行政権の行使が一時停止させられたことはあるが、それは、領土の処理問題とは何らの関係もない。すなわち、極東委員会の権限に関するモスクワ協定（極東委員会及び同盟国対日理事会付託条項、1945年12月27日）では、極東委員会は、領土上の調整については、なんら勧告をしてはならないことになっており、その下部機構である連合国最高司令官は、極東委員会の付託条項に規定された原則に従わなければならぬ。

ればならなかった（1947年6月19日）のである。したがって、総司令部の覚書は、日本の領土権の得喪とは、全然関係のないことである。日本は竹島に対して、占領管理の一時期を除き、行政権を及ぼしてきたのであり、主としてアシカ漁場地として、また時には海軍用地として（戦前）管理し、利用してきた¹⁶⁾。さらに、敗戦後の日本の領土を確定したのは、1952年4月28日に発行したサンフランシスコ平和条約である。同条第2条(a)は「日本国は、朝鮮の独立を承認し、済州島、巨文島及鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と定め、さきの総司令部覚書で済州島、鬱陵島とともに日本の管轄権から離された竹島がここでとくに除外されているのは、竹島は日本に属すると解されているからである。もし、竹島を朝鮮領として認める意図があったのであるとすれば、朝鮮本土からやや離れている巨文島が条項中に明記されたように、第2条(a)の条項中に竹島の名が明記されていなければならぬ¹⁷⁾。

1952年7月26日に米合同委員会は、日米行政協定（1952年2月28日署名、4月28日発行）第2条に基づいて竹島を在日米軍が使用する空軍訓練区域に指定した。1953年3月19日に竹島が、訓練区域から削除されるまでアメリカ軍隊の海上演習場として利用されたことも、竹島が日本の領土であることを前提とするものである。韓国側は、1953年2月27日米軍現地部隊の竹島の爆撃演習中止の韓国政府への通告は、米軍が竹島を韓国領であると認識していたとしているが、これは、すでに日米行政協定にもとづき、在日米空軍の使用する海上演習場として1952年7月26日に指定を受けており、日本に対する竹島の爆撃演習中止は、1952年12月24日であった。当時から米韓は軍事同盟関係にあったのであるから、日本より2ヶ月遅れての1953年2月27日の韓国政府への通告は、便宜上、安全上の通告であった¹⁸⁾。

このほか、韓国政府は李承晩ラインと呼ばれる宣言を発して（1952年1月18日）自国に接続する大陸棚及び竹島を含む上部域に対しての特定の排

16) 入江啓四郎『現代国際問題要論』（弘文堂、1958）149～151頁

17) 田村清三郎『島根県竹島の新研究』（報光社、1965）155～156頁

18) 高野雄一『日本の領土』（東京大学出版会、1962）69頁

他の権利を行使する、一方的な主権宣言を行った。日本は、公海区域に対して一方的な大陸棚宣言や保存水域の設定は、国際法上確立された公海自由の原則¹⁹⁾に反するものであり、とうてい認められない（1952年1月25日外務省情報文化局長談、1月28日駐日韓国代表部宛て抗議書）とした。一方的に領土拡大によって公海を占有し、他国の漁船、漁夫（特に日本海漁船）に強権を加えるようなことは、国際法上の不法行為である。

2. 日本領有論の論拠

a. 歴史的背景

朝鮮（李朝）時代に入り、高麗末の流民が数多く鬱陵島に潜入したので、太宗（1401～18年）は、これらの流民を取り締まるため、住民の本土帰還を命じたり、70余人を捕らえて本土に連行するという「空島政策」をとった。この結果、鬱陵島は1881年に至るまでの450年間、朝鮮政府により空島とされたのである²⁰⁾。

竹島は古く松島の名で日本人に知られ、それが日本領土の一部と考えられ、また日本人によって航海上または漁業上利用されていた。

殊に徳川3代將軍家光時代、1618（元和4）年には、伯耆国米子の町人大谷、村川両家は、藩主松平を通じて幕府から鬱陵島（当時竹島と呼ばれていた）渡海の免許を受け、竹島（当時の松島）の支配が許され、この島を中継寄地として利用するとともに、その後毎年鬱陵島に赴いて漁業を行いそこで得たアワビの幕府への献上を常としていた²¹⁾。

大谷、松川両家が渡海免許（独占的開発権）を受けてからの80年間、何らの外国による占有宣言、抗議もなく鬱陵島の經營を行ってきたのであつ

19) 公海自由の原則とは、各國の領海以外の公海はどの國の主権にも属さず、かつ、どの國の國民も自由に利用できるという原則のこと。利用の自由としては特に、航行の自由、漁業の自由、海底電線等敷設の自由、上空飛行の自由が保障される。この原則は公海は広大であって誰にも損害を与えることなく利用でき、また一國が占有することも難しいことから徐々に国際慣行として定着した。

20) 川上・前掲注3)『竹島の領有』34頁

21) タ 35頁

た。両家は鬱陵島に渡る途中にある竹島（当時の松島）を経営し利用してきたのであった。1639年に將軍家光は鎖国令を発し外国貿易を禁止したが、鬱陵島や竹島に対する渡海免許は禁止されずに継続されていた。

日本の文献で竹島（当時の松島）が登場するのは1667（寛文7）年、出雲藩士齊藤豊化編『隱州視聴合記』卷1の中の、次の記事である。

「隱州在北海中故云隱岐島，・・・・・ 戊亥間行二日一夜有松島，又一日程有竹島，俗言磯竹島多竹魚海鹿，此二島無人之地，見高麗如自雲州望隱州，然則日本之乾地，以此州為限矣」

翻訳

「隱州(隱岐島)は北海中(日本海)にある ・・・・・ 北西の間、二日一夜の所に松島があり、また一日程行くと竹島がある。俗に磯竹島という。竹・魚・アザラシが多い。これら2島は無人島で、高麗を見るように雲州より隱州を見るようである。ならば即ち、日本の北西の地、この島をもって国境とする。」

同年8月、齊藤が藩の命により隱岐島を巡見した際の採録であるが、この記述中にある隱岐に近い「松島」というのが現在の竹島のことであり、さらにそれより1日程の行程にある「竹島」というのが鬱陵島のことである²²⁾。

その後1692（元禄5）年に鬱陵島海域における漁業活動をめぐって日本人と朝鮮人との間で争いが発生していた。これに対して幕府は、対馬藩主宗義倫に朝鮮政府との交渉を訓令し、宗氏は1693（元禄6）年9月多田与左衛門を正使として釜山に派遣し交渉にあたらしめたが、幕府の鎖国政策により、1696（元禄9）年をもって日本人の鬱陵島（当時の竹島）への渡航を禁止した。わが国においては、鬱陵島と竹島（当時松島）は明確に区

22) 川上・前掲注1)『竹島の歴史地理学的研究』50頁

別され、竹島を日本の領土であるとの認識のもとに、竹島への渡航活動は禁止されることなく、平穏かつ継続的に行われていたのである²³⁾。

地図としては、宝暦年間（1751－1763年）に編集された『竹島図説』に、次のような松島・竹島に関する記事が載せられている。

「隱岐国松島ノ西島ヨリ海上道ノリ凡四十里許リ北方ニ一島アリ名テ竹島トイフ 此ノ島日本ニ接シ朝鮮ニ隣シ地形三角ニシテ周囲凡ソ十五里許リ……伯州米子ヨリ竹島マテ海上道ノリ百六十里許アリ 米子ヨリ出雲ヘ出隱岐ノ松島ヲ歷テ竹島ニ至ルナリ 但隱岐ノ福島ヨリ松島マテ海上道ノリ六十里許松島ヨリ竹島マテ四十里許ト云也」

この記事では隠岐に近い島を松島（現在の竹島）、遠い島を竹島（現在の鬱陵島）としている。この書物は、幕府によって鬱陵島渡航が禁止された後における編著にもかかわらず、現在でいう竹島を「隱岐国松島」とか「隱岐ノ松島」と呼んでいる点注目に値する。

また1801（享和元）年に矢田高当が著した『長生竹島記』にも次のような一節がある。

「されば隱岐島後より松島（現在の竹島）は方角甲酉の沖に当たる 卯方より吹出す風二日二夜颶り 道法三十六丁一里として海上行程百七十里程の考えなり 山なり嶮岨形りと云……さりながら如何なる故か炎天の刻用水不自由なるとかや 竹島渡海之砌竹島丸往き通ひにはかならず此島江津掛りをなしたると云 当時も千石余の廻船夷そ松前行にはからず大風に吹出されし時はこれぞ聞云ふ竹島哉と遠見す 本朝西海のはて也」²⁴⁾（ここでいう「竹島」も、現在の鬱陵島のことである。）

23) 川上・前掲注3)『竹島の領有』37頁

24) 川上・前掲注1)『竹島の歴史地理学的研究』53～54頁

とあって、当時竹島丸の鬱陵島渡航に際しては、竹島（当時の松島）を途中の寄港地として常に利用していた様子がわかる。これにより日本は遙か古くから竹島（当時の松島）を渡海途中の寄港地として利用していたことがうかがい知ることができる。

1696（元禄9）年頃に鳥取藩の役人小谷伊兵衛が描いた「竹島の絵図」は、竹島の東西両島および付属岩礁を正確に描かれている。1720年代（享保年中）の鳥取藩主池田家旧蔵の「竹島図」は、幕府の命令によって描かれたものであり、幕府に提出された公的性質をもつものである。また、長久保赤水の1775（安永4）年の『日本輿地路程全図』や、1804（文化元）年の近藤守重の『辺要分界図考』の「今所考定分界之図」等はじめ、江戸時代中期以降の古地図には、隠岐と朝鮮との間に二島を描き、隠岐に近い方の島を松島（現在の竹島）、朝鮮に近い方の島を竹島（現在の鬱陵島）と区別しているのが特徴である²⁵⁾。

b. 日本領土への編入措置

明治維新後、当時未だ空島政策のとられていた鬱陵島に出かけ、木材の伐採や漁業活動に従事するものが現われてきた。1876（明治9）年7月には武藤平学が、長崎・ウラジオストクの間を旅行しての知識から、「松島開拓之議」を外務省に提出し、同年12月には齊藤七郎兵衛が、「松島開拓願」を、1877（明治10）年1月には戸田敬義が東京府に「竹島渡海之願」を提出了。ところが、これらすべてが鬱陵島を日本の領土の竹島と誤認して、開拓願を提出していたのである。明治政府は、これらの竹島（当時の松島）と鬱陵島との関係を明らかにするため、1880（明治13）年9月軍艦「天城」を派遣して実地調査を行った結果、これら開拓願は、現在の鬱陵島に対してのものであることを確認している²⁶⁾。

1881（明治14）年、朝鮮政府の搜討官が、鬱陵島を審査した際に、同島

25) 川上・前掲注3)『竹島の領有』12~13頁

26) 田村・前掲注17)『島根県竹島の新研究』33~34頁

において木材の伐採作業を行っている日本人を発見して、同年7月朝鮮政府は、わが外務省に対して、その渡航禁止法について申し入れ、抗議を行った。これに対して日本政府は、鬱陵島が朝鮮領であることを確認し、1883（明治16）年、鬱陵島への渡航禁止を行ったのであった²⁷⁾。

「北緯三十七度三十分、東経百三十度四十九分ニ位置スル日本称松島（竹島）朝鮮称蔚陵島ノ儀ハ從前彼我政府議定ノ儀モ有之日本人民妄リニ渡航上陸不相成候条心得違ノ者無之様各地方長官ニ於テ論達可致旨其省ヨリ可相達此旨及内達候也

明治16年3月1日

太政大臣

内務卿

山田顯義殿」

当時、朝鮮政府は日本政府に対し、鬱陵島を自国領土として認識し、渡航禁止を申し入れていたが、竹島（当時の松島）に対しては、日本人による渡航禁止の申し入れはなかったため、自国の領土という認識はなかったということになる。

1897（明治30）年頃、隠岐の漁民が竹島でアシカの群棲しているのを発見し、50、60頭を撲殺して内地に持ち帰り、相当の利益をあげたことから、これを伝え聞いた隠岐島民により、1903（明治36）年以降、竹島でアシカの濫獲が行われた。その結果、竹島のアシカは絶滅の危険が出てきた。そのため、漁民の人である中井養三郎が1904（明治37）年9月29日「リヤンコ島（現在の竹島）領土編入並に貸下願」²⁸⁾を内務、外務、農務の3大臣に提出し、同島の日本領への編入と同島の10年間の貸し下げる許可を申請したのであった。この申請に基づき日本政府は、島根県に意見を求め検討したうえで、1905（明治38）年1月28日の閣議において、同島を竹島と命名して本邦所属とし、島根県所属隠岐島司の所管とすることを決定した

27) 川上・前掲注1)『竹島の歴史地理学的研究』194頁

28) 川上・前掲注1)『竹島の歴史地理学的研究』209～212頁

である。

「別紙内務大臣請議無人島所属ニ関スル件ヲ審査スルニ右ハ北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五浬ニ在ル無人島ハ他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク一昨三十六年本邦人中井養三郎ナル者ニ於テ漁舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ獵具ヲ備ヘテ海驢獵ニ着手シ今回領土編入並ニ貸下ヲ出願セシ所此際所属及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ該島ヲ竹島ト名ケ自今島根県所属隠岐島司ノ所管ト為サントスト謂フニ在リ 依テ審査スルニ明治三十六年以来中井養三郎ナル者該島ニ移住シ漁業ニ從事セルコトハ關係書類ニ依リ明ナル所ナレハ國際法上占領ノ事実アルモノト認メ之ヲ本邦所属トシ島根県所属隠岐島司ノ所管ト為シ差支無之儀ト思考ス 依テ請議ノ通閣議決定相成可然ト認ム

内務大臣訓令」

続いて政府はこの閣議決定事項を島根県知事松永武吉に訓令した。

「訓第八七号

北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五浬ニ在ル島ジマヲ竹島ト称シ自今其所属隠岐島司ノ所管トス 此旨管内ニ告示セラルヘシ

右訓令ス

明治三十八年二月十五日

内務大臣 芳川顯正

島根県知事 松永武吉 殿」

この閣議決定および内務大臣訓令に基づき、島根県知事は1905（明治38）年2月22日、島根県告示第40号をもって、本島の名称とその所属所管について次のように告示するとともに、隠岐島府に対しても同旨の訓令を発した。

「島根県告示第四十号

北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隱岐島ヲ距ル西北八十五浬ニ在ル島ジマヲ竹島ト称シ自今本県所属隱岐島司ノ所管ト定メラル

明治三十八年二月二十二日

島根県知事 松永武吉」

竹島が島根県に編入された後、同知事の訓令により竹島の調査・測量が行われ、隱岐島司は1905（明治38）年5月3日に竹島の面積が「二十三町三反三畝歩」である旨の上申書を知事に提出した。これに基づき、島根県は官有地として土地台帳に登録した²⁹⁾。

さらに、1905（明治38）年4月島根県は、漁業取締規則を改正して竹島のアシカ漁業を許可制とし、同年6月5日に中井養三郎等4名によって設立登記された「竹島漁獵合資会社」に対して免許を与えた³⁰⁾。

竹島官有地の貸付は、当初は中井養三郎に対して5ヶ年の期限をもって許可され、その後も5年毎に同人に引き続き許可されていたが、1929（昭和4）年にアシカ漁業権が八幡長四郎に移ったため、同島のアシカ獵、アワビ・ワカメ等の採取は、1941（昭和16）年、戦争によって中止されるまで続けられ、免許者から毎年土地使用料が国庫に納入された。

このようにして、竹島に対する日本の実効的支配³¹⁾は、第2次世界大戦の終了まで平穏に続けられてきたのである。そして、1945（昭和20）年11月1日に、固有財産法施行令第2条により、竹島は海軍から大蔵省に移管され現在に至っている³²⁾。

29) 川上・前掲注1)『竹島の歴史地理学的研究』212~217頁

30) 川上・前掲注3)『竹島の領有』60頁

31) 実効的支配の意味については、意見が分かれており、土地の現実の使用、または定住といった、物理的支配に解する説と、当該地域に対する支配権の確立という社会的支配に解する説とがある。近年の国際裁判判例はすべて後者の説を支持しており、たとえ定住人口が存在していても国家の支配がその上に及んでいなければ、先占は有効とされず、逆に無人島であっても、軍艦や公船による定期的巡視などの方法で、国家機能を及ぼすことにより、これを先占することができる（田畠茂二郎・石本泰雄 編『国際法』89~90頁 太壽堂鼎による説明）。

32) 太壽堂・前掲注8)『竹島紛争』137頁

III. 編入以後の実効的支配

近代国際法の通念によりすれば、およそ一国の領土権の確立のためには、先占の法理によって、その客体が無主の土地であって、かつこれを領土となす国家の明確なる意思表示と、これに対する現実的な占有、実効的支配（脚注31にて詳述）を伴うことが必要である。

竹島は不毛の無人島であるが、歴史的には日本人が早くからこれを認知し、その領有権を心得てきた土地である。そのことは法的に無主の土地であることを意味しない。これを日本の領土の一部として1905（明治38）年に正式に編入したとしても、第三国から異議があつたり、日本政府の竹島の領有措置に対して、他国より何等の抗議も受けることはなかつたのである。

明確なる国家の領有権の意思表示とその実効的支配について、日本側の主張は後詳述するとおり、竹島が国際法上日本の領土であるという法的根拠として、十分に備わっている。

1. 領土編入と行政権

(1) 1905（明治38）年8月19日、島根県知事松永武吉は、随員3名と自ら竹島の視察を行っている。知事松永は、東隠岐島司に軍事郵便ハガキを出している。ハガキには「明治三十八年八月十九日新領土竹島ヲ巡視ス、才先ニ失敬御免、一行ハ松永知事、佐藤警務長、藤田、大塚ノ四人ナリ」と記されている。

(2) 1906（明治39）年3月22日、竹島視察は、漁業・農業・衛生・測量等の多くの専門家を加えた調査団であった。3月30日、松江に帰着した。この視察の報告書は、竹島渡航日誌と合わせて、奥原碧雲著「竹島及鬱陵島」として1907（明治40）年4月に出版されており、別に東島司の「竹島の視察」と題する復命書となって記録されている。

(3) 1926（大正15）年7月1日隠岐島庁の廃止に伴い、竹島は新設せら

れた島根県隱岐支庁の所管に移された。

- (4) 1939（昭和14）年4月24日、穩地郡五箇村委会は、竹島を五箇村の区域に編入することを議決した。
- (5) 1940（昭和15）年10月1日施行国勢調査報告書には、竹島の面積5.86とし、島根県穩地郡五箇村、竹島としている。
- (6) 1940（昭和15）年8月17日、公用地としては廃止され、舞鶴鎮守府へ海軍用地として引き継がれた。
- (7) 1941（昭和16）年11月28日、舞鶴鎮守府司令官より、島根県穩地郡五箇村八幡長四郎に竹島の使用を許可した。
- (8) 第2次世界大戦の敗戦によって経結海軍省が消滅したため、国有財産法令施行令（大正10年、法43）第2条により、1945（昭和20）年11月1日、竹島の海軍用地は、海軍省から大蔵省の所管に移された。

2. 領土編入と漁業権

- (1) 1618（元和4）年1月28日、大谷・村川の両氏は、竹島を幕府から拝領し、アシカ・アワビの採取を行ってきた。
- (2) 1692（元禄5）年の大谷の竹島渡航船は、3月27日七つ時に鬱陵島を出帆、竹島を目標にしながら石州浜田浦に着船している。
- (3) 1868（明治元）年、隱岐島および石州の漁民または樵民は、鬱陵島への用進船を開始し、この間の航路は、隱岐－竹島－鬱陵島のルートであり、竹島は依然として日本人の航路標識として利用してきた。
- (4) 1905（明治38）年2月に竹島の所属が確定したのを受けて、4月14日、漁業取締規則を改正して竹島のアシカ漁業を許可漁業とした。中井らは竹島漁獵合資会社を結成し、アシカ漁業権を得たのであった。
- (5) 1906（明治39）年4月30日中井養三郎は、島司に対し「竹島經營ニ関スル陳情書」を提出し、竹島の全島長期貸付並びに海面専用免許を陳情している。これに対し、県は5箇年の年限をもって全島の借用を許したが、1907（明治40）年6月30日、漁業取締規則の一部改正によつて実現しなくなった。

- (6) 1911（明治44）年12月漁業取締規則を廃止し、島根県漁業取締規則を公布し、許可海面における海藻介類の採取をアシカ漁業者に許容することになった。その後アシカ漁業許可は、1931（昭和6）年まで中井等日本人漁民によって漁業活動が行われ、1931（昭和6）年以降は、八幡、池田、橋岡等に与えられて終戦に至ったのである。
- (7) 島根県は、1952（昭和27）年5月16日島根県規則第29号をもって、島根県海面漁業調整規則（1951（昭和26）年8月29日、県規則第88号）の一部を改正して、「第4条、漁業の許可」に「15アシカ漁業（撲殺、銃殺を含む）」を加えて、アシカ漁業を知事の許可漁業とした。
- (8) 島根県では、日米合同委員会によって、竹島が米軍爆撃演習地域から解除せられたものをうけて、1953（昭和28）年6月10日付をもって、竹島におけるアシカ漁業を、橋岡、八幡、池田の3人に許可を与えた。
- (9) 1953（昭和28）年6月19日、島根県海面漁業調整規則（昭和26年島根県規則第88号）第4条の規定にもとづき、穩地郡五箇村竹島地先海面におけるアシカ漁を橋岡、八幡、池田に許可したのである³³⁾。

ともあれ戦争終結後、日本は竹島に対して、日本の占領管理の一時期を除き、行政権・漁業権を及ぼしてきたのであり、主としてアシカ漁場地として、また時には、海軍用地として（戦前）これを管理し、利用し続けてきたのである。

IV. 竹島領有と国際判例

竹島領有権紛争は、日本の領土であるのか、韓国の領土であるのか、未解決のままである。いずれに属するのか両国の主張は真っ向から衝突しているのが現実である。

33) 田村・前掲注17)『島根県竹島の新研究』40~143頁

領土紛争の解決には、国家が領土を取得する権限について概観しておく必要がある。一般的に領土取得のための要件には、発見・先占・隣接性・添付（原始取得）と征服・割譲（承継取得）がある。しかし、現実の領土紛争においては、これらの権限のどれかが適用されるとはかぎられない。

近代国際法規範の確立以前から、ある国の領土であったと主張されている場合には、領土取得の権限だけでは説明できない部分が多く生じてくる。竹島紛争はまさにその地域に該当する。竹島は、日本が昔から利用・使用・収益を得てきた領土であり、帰属未定の無主の地ではなかったからである。このような領土紛争を解決するため、国際判例は既存の実定法規と矛盾せず、しかも現実の紛争を合理的に解決する方向性を示している。国際司法裁判所にて実際に争われた4つの事件を挙げ、国際判例の視点から、この竹島問題を検証したい。

（一）1928年パルマス島事件（The Island of Palmas Case）³⁴⁾

本件は米国とオランダがパルマス島の領有権をめぐって争った事件である。同島は、フィリピン群島のミンダナオ島の南東端に位置する小さな孤島である。

1906年1月21日、当時ミンダナオ島モロ地方の総督であった米国のヴァッド将軍が、同島の視察旅行をおこなった際、オランダ国旗が揚げられているのに驚き、その旨を本国政府に報告した。米国は同島が1898年12月10日のパリ条約（米西戦争終結のための講和条約）によって、スペインから割譲されたフィリピン群島とその周辺の島であるから、同島に対して主権を有すると主張したのである。これに対してオランダは、同島が1677年以来、オランダ領東印度諸島の一部として、同島に対して主権を保持してきたと主張したのである。

その後も米国とオランダ間に外交交渉が行われたがまとまらず、1925年

34) 仲里謙「国際判例 Palmas島事件」六甲台論集 ①第23巻第3号（1976）75～85頁、②第23巻第4号（1977）1～10頁
芹田・前掲注4)『島の領有と経済水域の境界画定』256～316頁

1月23日には同島の帰属をめぐって、常設仲裁裁判所に附託された。そして、裁判所は当時常設国際司法裁判所の所長であったマックス＝フーバー（Max Huber）判事を単独裁判官として指名した。

判決は書面手続きのみによって審理され、1928年4月4日に行われた。判旨は、パルマス島に対するオランダ主権の実際的、平穏かつ継続的な行使は同島に対する領有権を確保したものとし、同島はオランダ領に帰属すると決定したのである。

要旨は次の通りである。

- (1) 発見（Discovery）から生ずる原始的権限は、……実効的な先占による主権確立の主張としては未成熟の原理（inchoate title）を発生させるのみであって、その後の他国家による主権の継続的かつ平穏な発現にもとづく確定的な権限には優先しない。
- (2) 近接性の原則はその精密さを全く欠き、適用上、恣意的な結果を導くことになるから、領域主権問題を決意する法的方法としては許容できない。領土の近接性よりも、主権の表示行使に対して多くの比重をおいた。
- (3) 地図による証拠はきわめて間接的な指標にすぎず、法的文書の付属書類である場合を除き、権利の承認や放棄をもたらすものではない。
- (4) 国家主権の領有の効果は現実的行使が平穏かつ継続的に公然の表示でなければならない。
- (5) 先占による領域取得を行う要件として、他国に対し、通告する義務があるかどうかが問題になった。しかし、フーバー判事は「オランダが……その主権行使の事実を他国に通告すべき義務はなかった。……1885年アフリカ大陸について各国によって採択されたこの種の規則は、ただちに他の地域に適用されない」と述べた。

（二）1931年クリッパートン島事件（The Island of Clipperton Case）³⁵

本件は、メキシコの海岸から西南へ約1,100キロ離れた太平洋上に浮かぶ小さな無人島に対する主権の帰属について、19世紀末にフランスとメキ

シコの間で争われた島である。1858年11月17日、フランス政府は代理人、ヴィクトル・ル・コア・ド＝ケルウェーガン海軍大尉（Victor Le Coat de Kerweguen）は、同島付近を航行中、商船ラミラル号上で海軍大臣から与えられていた命令に従って、同島の主権はこの日から永久に、皇帝ナポレオン3世とその後継者に属することを布告した。同島に乗組員を上陸させたが、何らフランスの主権の標識を残すことなく島を離れた。その後、いずれの国家も同島に主権を表示する行為をおこなわず放置された。

事件は1897年12月13日同島にメキシコの砲艦が赴いて、メキシコ国旗を掲げたことから紛争が発生するに至った。その後のかなり外交上の論議が起り、1909年3月2日、両国政府は、同島に対する主権に関する紛争の解決をイタリア国王ヴィクトル＝エマニュエル3世（Victor Emmanuel III）による仲裁裁判に付託された。

1858年11月にフランスがクリッパートンに対する主権を布告したときに、同島は無主の地という法的地位にあり、先占可能であったと設定する根拠がある。その理由から、フランスの領有権を認める判決を1931年1月28日に決定したのである。

(1) 先占の意思（*animus occupandi*）のほかに、単に名義上のものにあらずして現実的なる占有（*actual of taking possession*）が先占の必要条件であることは疑う余地はない。この占有の実行は、先占国が問題の領土を意のままにして、その排他的権能行使する措置をする、一つの行為または一連の行為からなるのである。

(2) ところでフランスは、紛争が発生するまで同島に対して領有意思の宣言を行っただけで、何ら実効的支配を行ったことがないにもかかわらず、イタリア国王は無人島とか極めて人口の少ないところでは、主

35) 横田喜三郎「無人島先占に関する国際判例」国際法外交雑誌 第32巻第8号（1933）86～93頁
波多野里望ほか『国際判例研究 領土・国境紛争』（東京大学出版会、1979）159～165頁

権の行使はごく少ないものであってよいと認めつつ、同時にみせかけの主権の行使ではないとし、クリッパートンにおいてフランスの行使は、同島の事情の下では真正の行為であると認めたものである。

これに対して立作太郎は、「文書作成を以て、領土権獲得に充分なりと為せるは、先占に関する実効的占有の要件を無視するもの」³⁶⁾ であると述べ、この判決は先占の法理としては、例外的なものであると評している。

（三）1933年東部グリーンランド島事件（The Legal Status of Eastern Greenland Case）³⁷⁾

グリーンランド島は、紀元900年頃に発見され、約1世紀後に植民地となり、13世紀にはノルウェー国王の所属となった。1380年から1814年までノルウェーとデンマークは、同君連合として続いていた。ナポレオン戦争の結果、1814年1月4日キール講和条約によって、ノルウェー＝デンマーク王はグリーンランドを除くノルウェーをスウェーデンに割譲した。19世紀初めにかけてデンマーク人がしばしばグリーンランドを探索し、ついに東海岸の全部を探検しつくした。デンマークはグリーンランドを自国の主権の下にあるものとして取扱ってきた。

第一次大戦後デンマークは、米・英・仏・伊・日・ノルウェー・スウェーデン（戦勝国）に対して、グリーンランドに対する主権の承認を求めた。ノルウェー以外の他国は、デンマークの主権を承認したが、ノルウェーは自国民がこれまで享受してきた東海岸における漁業と狩猟の自由を主張し、承認を拒否した。以後両国は外交文書の往復による交渉が続けられた。

1931年7月10日にノルウェーは、東部グリーンランドは自国が先占によ

36) 立作太郎「無主の島ジマの先占の法理」国際法外交雑誌 第32巻第8号（1933）29～39頁

37) 皆川洸『国際判例集』（有信堂、1975）285～307頁

田畠茂二郎・太壽堂鼎編『ケースブック国際法』（有信堂高文社、1987）103～106頁

横田喜三郎『国際判例研究II』（有斐閣、1970）39～56頁

り領土権を確認すると宣言した。これに対してデンマークは、同日、常設国際司法裁判所に付託することを決定、7月12日にデンマークの請求が裁判所で受理された。

1933年4月5日、裁判所は次のような判決を行った。

裁判所は、ノルウェーが公布した無主の土地に対する先占の宣言行為は、違法かつ無効であり、デンマークは同島に対して、国家主権を平穏かつ継続的に表示してきたものと領有権帰属の主張を認める判決を行った。

(1) 領域主権の取得の要件として判決は、「島に対する国家権能の平穏かつ継続的な発現（パルマス島判決）にもとづく権原を申立てているから、この権原を評価しなければならない。主権者として行動する意図及び意思（animus occupandi）とその権能の現実的行使（corpus occupandi）またはそれが表示されることを必要とする。どの程度の主権の行使が必要であるかは、当該領域をめぐる具体的な事情によって異なってくる。」と述べた。

なお、他国による主権行使の競合的主張が存在しない場合、人口希薄ないし人の定住していない地域について、比較的軽微の管轄権行使で足りる。この事件に対する裁判所の結論は、1931年までデンマーク以外の国がグリーンランドに対して主権を主張したことがなかったということである。

(2) デンマークとノルウェーとの間の連合（1814—19年）が終了したとき、ノルウェーはグリーンランドに対するデンマークの主権を争わないことを約束した。

(3) ノルウェーがデンマークと締結した種々の二国間条約および多数国間条約によって、ノルウェーは、グリーンランド全体をデンマークのものとして承認する形となった。

(4) 1921年以降、デンマークの国家の権能も増大してきた。1921年6月16日のグリーンランド周辺の海岸における航行に関する命令、1925年の狩猟漁獲の規則、通商上の活動にもとづく行政区の分割法、同年の

デンマークとイギリス、フランス間の最惠国待遇の許可、なお地図の作成、科学探検隊の諸活動の行為は、たとえ航海上非公式機関の行為であったとしても、デンマーク官憲の行為であったから、国家の行為とみなされた。デンマークの行為は、グリーンランドに対する主権の有効な機能を行使したあらわれであった³⁸⁾。

結論は、ノルウェーの1931年7月10日の先占にもとづく領有宣言措置は違法かつ無効であり、デンマークの主権の現実的行使は、わずかでも足りるということになったのである。

(四) 1953年マンキエ・エクレオ事件 (The Minquiers and Ecrehos Case)³⁹⁾

マンキエ島およびエクレオ島はフランス本土寄りに位置し、ジャズイ島 (Island of Jersey) を主島とするイギリス領の海峡諸島 (Channel Islands) にある小島群である。イギリスとフランス間において、同島の帰属をめぐり19世紀末より紛争が続いていた。両国は1950年12月29日に紛争を解決するための特別協定を結び、それにもとづいて1951年12月5日国際司法裁判所へ訴えを提起した。

裁判所は「当事者によって援用された諸事実に対してそれらの証拠価値を相対的に比較し決定する」ことにした。その結果、裁判所はイギリスの実効的支配にもとづく権限のより重要な意味と評価し、イギリスの領有権を認める判決をした。

この事件は無主の土地に対する領有権の取得の問題ではなく、いずれの国がよりすぐれて実効的支配を行ってきたかどうかの争いであった。

(1) 英仏両国は、マンキエ・エクレオに対する歴史的な領有権を主張し、

38) 中村洸「国際法における取得時効と公海海床の領有」法学研究 第29巻第12号 (1956) 23~27頁

39) 田畠・太壽堂前掲注37)『ケースブック国際法』106~110頁
高野雄一 編著『判例研究 国際司法裁判所』(東京大学出版会, 1965) 99~110頁

つねに実効的支配は維持されてきたとし、それぞれ文書・地図・契約書・特許状等の証拠を提出し争った。

両国の領有権に対する主権行使、実際的・継続的かつ平和的が競合しているため、裁判所は「いずれの当事国が……権限について、より信憑性の高い証拠を提出しているか」をもって判断を決定した。

(2) 実効的支配の有無は、国家の主権行使の存在を比較考量し、いずれの証拠価値が優れているかによって判決されたのである。

さて、日韓両国の主張を国際判例から検討するとすれば、先占と時効は、ともに国家の領有の意思と、実効的支配の存在を必要条件としている点で本件と共通している。

国家の土地に対する実効的支配を、領有権確立のための決定的な要素とみることの方法は、1928年のパルマス島事件においてはじめられ、1933年の東部グリーンランド島事件、および1953年のマンキエ・エクレオ島事件において踏襲されたのである。

判決は、「両当事者は、それぞれエクレオおよびマンキエに対し、古くからの、または原始的な権原 (an ancient or original title) を有し、その権原は常に維持されてきて、失われたことはなかった」⁴⁰⁾ と主張している。

竹島紛争を解決するためには、マンキエ・エクレオ事件の判決にならい、まず、両国が援用する歴史的な事実が果たしてどれほど国際法上の意義をもつのか、すなわち、両国の主張がその実効的占有というより、現実的な要件に合致するのか比較考量して、相対的にその優劣を判定されるべきである⁴¹⁾。1905年以前における韓国政府の実効的支配はほとんど皆無の状態なので、日本の歴史的および実効的支配を比較検討しても、日本領有論の優位は動かないものと思われる。

40) 皆川・前掲注37)『国際判例集』308頁

41) 太壽堂・前掲注8)「竹島紛争」140~141頁

V. おわりに

以上、考察してきたように竹島が国際法上、日本の領土であることは明らかであるが、しかし、韓国も竹島は韓国領土と不可分の一体をなしていると主張しており、日本と同様、国際法にその見解の正当性を根拠づけている。それ故、竹島の領有をめぐる紛争は、いわゆる法律的紛争の様相を呈しているといえる⁴²⁾。

したがって、本紛争は国際司法裁判所に付託して解決するのがもっとも合理的である。しかし、日本の国際司法裁判所付託提議（1954年9月25日）を、韓国は拒絶した（同年10月28日）。このほか韓国政府は、李承晩ラインと呼ばれる宣言を発して（1952年1月18日）以降、自国に接続する大陸棚および上部水域にたいして、特定の排他的権利を主張するとともに、竹島をその水域内に含め占拠をつづけ今日に至っている。すなわち、1954年7月頃から竹島の東島に韓国警備隊員（警察）が常駐し、宿舎・灯台・監視所・アンテナ等が設置され、年々強化されている模様である⁴³⁾。

日本政府は1996年2月6日の国連海洋法条約の批准を目指し、200海里の排他的経済水域（Exclusive Economic Zone, EEZ）および領海の外側に接続水域（12海里）を設定するとともに、韓国・中国との間で「新たな海洋秩序を早期に構築する」方針を決めた。

日本は排他的経済水域設定の基線となる竹島、尖閣諸島の領有を韓国・中国と争っている。このため現在、中韓両国とそれぞれ結んでいる漁業協定では、東経135度以西の日本海・東シナ海には200海里の漁業水域・排他的経済水域は適用されていない。領土と直接絡むため、新たな線引きをめぐる話し合いは難航・長期化することが予想されている。

日本政府は、漁業団体などが求める排他的経済水域の全面設定・全面適

42) 皆川洸「竹島紛争とその解決手続」（法律時報、1965）38頁

43) 朝日新聞1983年8月28日

用は、両国との外交関係を配慮した場合、困難との見方で、日韓が相互に排他的経済水域を設定しあった上で、漁業などの個別問題の解決を図る方向である。日本政府は、排他的経済水域設定で水域内の魚や鉱物資源など天然資源の経済的主権を確保する一方、銃器・麻薬の密輸や密入国を防ぐため、通関や出入国管理などの法を適用する接続水域の設定を日韓交渉したいとしていた⁴⁴⁾。

日韓漁業交渉は、国連海洋法条約批准を機に、1996年5月から新協定締結に向け、実務者協議を開始したが、両国の領有権が絡む竹島の扱いをめぐる交渉が難航している。日本政府は、排他的経済水域を竹島と鬱陵島との中間線を主張しているのに対して、韓国政府は、隱岐諸島と竹島との中間線を主張し、平行線をたどっていた。

1997年8月15日、島根県松江地裁浜田支部長長谷川恭弘裁判官は「本件公訴を棄却する」との判決を下した。事件は国連海洋法条約の批准に伴う新方式で新たに日本領海となった島根県浜田市沖で1997年6月、操業し、外国人漁業の規則に関する法律違反の罪に問われた韓国の漁船第909テトン(68トン)の船長、金順基被告(35)の判決であった。判決は「日韓漁業協定は沿岸から12海里を排他的漁業管理権のおよぶ水域と指定しており、その外側の新領海内で操業しても日本に取り締まり権はない」として公訴を棄却した。両国間の漁業協定が改正領海法より優先するとの判断である。日本側地検は「判決は日韓漁業協定と外国人漁業の規則に関する法律の解釈を明らかに誤っており、是認できない」として、即日控訴したのである⁴⁵⁾。改正領海法をめぐる事件では初の司法判断である。

さて、1965年に締結された日韓漁業協定は、竹島領有権問題の絡みで交渉が難航したため、1998年1月23日、日本政府による破棄通告によって終了した。

日韓の海域では、新協定の原則は、新協定の適用水域は日韓両国の排他

44) 琉球新報1996年2月7日

45) 琉球新報1997年8月16日

的経済水域の全体とされ、排他的経済水域の重複する海域に暫定水域を設けることになる。排他的経済水域の重複する暫定水域においては、韓国漁船と日本漁船のみならず、中国漁船や台湾漁船も操業しており、ここにも関係国、地域合同の国際委員会を設ける必然性があった⁴⁶⁾。

1996年5月から交渉が開始し、続けられていた新日韓漁業協定の締結交渉は、1998年9月25日、ついに合意に至った。竹島については、領有権問題を棚上げして周辺を「暫定水域」とすることで一致し、暫定水域の東側境界線を両国が主張する中間線（東経一三五度三〇分）とした。1999年1月の発行を受けて日韓の竹島紛争もやっと解決へ向かっているように思われていた。

しかし韓国は、1999年10月から鬱陵島の遊覧船の運航を行った。韓国東部の浦項港と鬱陵島を往復する定期船が、月1回、竹島海域を経由する変則的な航行をはじめているのである。遊覧船組合によると、約180人乗りの遊覧船を使用し、竹島に接岸はしないものの、船上から記念撮影できるよう島の周囲を巡回するという（上陸するには政府からの許可が必要）。料金は1人3万ウォン（約3千円）で、所要時間は往復6時間を要することである⁴⁷⁾。これは民間の行為であるが、韓国政府の公式な行為ではないとしても、竹島には韓国政府の李ライン宣言以後、警備隊を常駐させ、接岸施設や灯台も建設しており、この度の遊覧船の運航は実効的支配をさらに強めることにならないだろうか。さらには、2002年8月12日の韓国政府当局者による、竹島とその周辺海域を国立公園に指定する旨の発言である。

新日韓漁業協定発効後も、協定に新たな合意（2001年10月23日、日韓共通の漁場（竹島占拠のため事実上韓国が占拠している状態）となっている日本海の竹島周辺の暫定水域でのズワイガニ漁について、一定水域ごとに

46) 芹田・前掲注4)『島の領有と経済水域の境界画定』246頁

47) 琉球新報2000年3月15日

<http://www.seoulwind.com/korearoad/city/kangwon/07.html>

期間を区切り両国の漁船が交代で操業することなどで合意⁴⁸⁾。) 等、朗報もあるが、韓国船による不法操業の問題もあとを絶たない。暫定水域が設定されたといえども、韓国による竹島の占拠状態が続いているは、暫定水域内での2国間の取り締まり方法が不透明な現状では、日本の漁船の安全は確保されない。日本政府はたびたび外交的に抗議を継続しているのだが、戦後長きにわたる単なる抗議だけでは結局第3者からは、日本が韓国の竹島領有を黙認したと受け取られることにならないのか。日本政府にとって、周辺住民の安全の確保のためにも竹島の帰属の確定が必要であり、国際法上の積極的な外交努力によって、解決していかなければならない問題となっている。

48) 沖縄タイムス 2001年10月24日